

「研修医」の勤務について

■C-1水準について

研修医は、前半2年間を「臨床研修医」、後半3年間を「専攻医」と呼ばれています。

研修医は、研修医療機関で臨床/専門研修プログラム等に沿って能力を身に付ける過程で、一定期間集中的に数多くの診療が必要なために年間時間外労働等が960時間を超える場合は、C-1水準の指定を受ける必要があります。

専攻医は、960時間を超える時間外が、専門プログラム等に沿った業務の場合か、又は地域医療確保上やむを得ない業務の場合があるため、実態に沿ってC、Bいずれかの水準で申請してください。なお臨床研修医は研修専念義務があるため、B水準はありません。

■C-1水準を適用する臨床研修医の追加的健康確保措置について

臨床研修医は入職間もないことから、C-1水準適用の際は通常の医師よりも手厚い追加的健康確保措置が義務化されています(A水準適用の場合は努力義務)。

【勤務間インターバル・連続勤務時間制限】

通常日勤や、労働基準監督署からの許可のある宿日直に従事する場合	⇒	始業から24時間以内に9時間の連続した 休息时间確保(連続勤務時間制限15時間)
臨床研修の必要性から、指導医の勤務に合わせた24時間の連続勤務が必要な場合	⇒	始業から48時間以内に24時間の連続した 休息时间確保(連続勤務時間制限24時間)

【代償休息】

【原則】代償休息がないように連続勤務時間制限15時間と、勤務間インターバル9時間の確保を徹底することが基本です。

【例外】代償休息が認められる場合は、①研修上必要な許可のある宿日直等に従事、②募集の際代償休息がある旨明示、③原則当該診療科の研修期間末日又は翌月末までの早い日までに代償休息付与などの条件があります。

■臨床研修医のC-1水準指定申請に当たっての留意点

研修医療機関は、2023年度募集(2024年度開始)からの募集に当たり、臨床研修プログラム内に時間外・休日労働時間の実績と想定上限時間数を明示することとなります。

C-1水準を申請する研修医療機関は、原則基幹型・協力型各々の機関で申請をします。



C-1水準の指定申請には、準備と体制づくりが必要です。早期のご検討をお願いします。研修医が安全・安心して働ける環境を整えて、皆で成長を支えていきましょう！

■医療機関が労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際にあらかじめ、東京都の医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）にご相談いただくことも可能です。まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ